

医薬品等研究開発設備整備費補助金交付要綱新旧対照表

新	旧
<p>別紙 平成20年度医薬品等研究開発設備整備費補助金交付要綱</p> <p>1 (略)</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 この補助金は、大学等で培われた再生医療分野の優れた日本の技術を育成し、国内での研究的医療の実施体制を確立するため、細胞実験機器等の設備を整備することにより、日本発の医薬品・医療機器の創出を促進し、国民の保健衛生の向上に資すること及び「革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略」の下で実施する医薬品等の開発に関連する研究(iPS細胞に関する研究等)に対して、研究機器等の整備を行い、国際競争力向上に直結する技術開発の促進等に資することを目的とする。</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。</p> <p>(1) 再生医療推進基盤整備事業 平成20年9月26日医政発第0926003号厚生労働省医政局長通知の別紙「再生医療推進基盤整備事業実施要綱」に基づき、大学病院等厚生労働大臣が認める者が実施する再生医療推進基盤整備事業</p> <p>(2) 革新的医薬品等研究機器整備事業(iPS細胞等創薬基盤整備事業) 平成20年12月9日医政発第1209010号厚生労働省医政局長通知の別紙「iPS細胞等創薬基盤整備事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が認める者が実施するiPS細胞等創薬基盤整備事業</p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>4 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1) 再生医療推進基盤整備事業 ① (略) ② ①により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。</p>	<p>別紙 平成20年度医薬品等研究開発設備整備費補助金交付要綱</p> <p>1 (略)</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 この補助金は、大学等で培われた再生医療分野の優れた日本の技術を育成し、国内での研究的医療の実施体制を確立するため、細胞実験機器等の設備を整備することにより、日本発の医薬品・医療機器の創出を促進し、国民の保健衛生の向上に資することを目的とする。</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金は、平成20年9月26日医政発第0926003号厚生労働省医政局長通知「再生医療推進基盤整備事業の実施について」に基づき、大学病院等厚生労働大臣が認める者が実施する再生医療推進基盤整備事業を交付の対象とする。</p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>4 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1) (略) (2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。</p>
<p>別紙 平成20年度医薬品等研究開発設備整備費補助金交付要綱</p> <p>1 (略)</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 この補助金は、大学等で培われた再生医療分野の優れた日本の技術を育成し、国内での研究的医療の実施体制を確立するため、細胞実験機器等の設備を整備することにより、日本発の医薬品・医療機器の創出を促進し、国民の保健衛生の向上に資することを目的とする。</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金は、平成20年9月26日医政発第0926003号厚生労働省医政局長通知「再生医療推進基盤整備事業の実施について」に基づき、大学病院等厚生労働大臣が認める者が実施する再生医療推進基盤整備事業を交付の対象とする。</p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>4 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1) (略) (2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。</p>	<p>別紙 平成20年度医薬品等研究開発設備整備費補助金交付要綱</p> <p>1 (略)</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 この補助金は、大学等で培われた再生医療分野の優れた日本の技術を育成し、国内での研究的医療の実施体制を確立するため、細胞実験機器等の設備を整備することにより、日本発の医薬品・医療機器の創出を促進し、国民の保健衛生の向上に資することを目的とする。</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金は、平成20年9月26日医政発第0926003号厚生労働省医政局長通知「再生医療推進基盤整備事業の実施について」に基づき、大学病院等厚生労働大臣が認める者が実施する再生医療推進基盤整備事業を交付の対象とする。</p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>4 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1) (略) (2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。</p>

表 (略)

(2) 革新的医薬品等研究機器整備事業 (i P S 細胞等創薬基盤整備事業)

① 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとと比較して少ない方の額を選定する。

② ①により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
革新的医薬品等研究機器整備事業 (i P S 細胞等創薬基盤整備事業)	1か所当たり 912,000千円	事業の実施に必要な研究機器等 (シーケンサー及び質量分析装置等) の備品購入費 (取付工事費を含む。)	定額

5 (略)

6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
(1) 事業に要する経費の配分の変更はしてはならないものとする。

(2) ~ (11) (略)

(申請手続)

7 この補助金の交付の申請は、第2号様式による申請書に關係書類を添えて、平成20年11月20日までに厚生労働大臣に提出するものとする。ただし、i P S 細胞等創薬基盤整備事業については、平成21年1月9日までとする。

8 ~ 10 (略)

表 (略)

5 (略)

6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) ~ (10) (略)

(申請手続)

7 この補助金の交付の申請は、第2号様式による申請書に關係書類を添えて、平成20年11月20日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

8 ~ 10 (略)

(実績報告)

11 この補助金の事業実績報告は、第3号様式による報告書に關係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1月を超えた日(6の(3))により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日)又は平成21年4月10日のいずれか早い日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

12~13 (略)

第1号様式~第3号様式 (略)

第4号様式

番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

補助事業者名 印

平成20年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

平成 年 月 日厚生労働省発医政第 号により交付決定があつた平成20年度医薬品等研究開発設備整備費補助金について、平成20年度医薬品等研究開発設備整備費補助金交付要綱6(9)の規定に基づき、下記のとおり報告する。

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条に基づく額の確定額又は事業実績報告額 金 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(要国庫補助金返還相当額) 金 円

注: 別添参考となる書類(2の金額の積算の内訳等)

第5号様式 (略)

(実績報告)

11 この補助金の事業実績報告は、第3号様式による報告書に關係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1月を超えた日(6の(2))により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日)又は平成21年4月10日のいずれか早い日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

12~13 (略)

第1号様式~第3号様式 (略)

第4号様式

番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

補助事業者名 印

平成20年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

平成 年 月 日厚生労働省発医政第 号により交付決定があつた平成20年度医薬品等研究開発設備整備費補助金について、平成20年度医薬品等研究開発設備整備費補助金交付要綱6(8)の規定に基づき、下記のとおり報告する。

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条に基づく額の確定額又は事業実績報告額 金 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(要国庫補助金返還相当額) 金 円

注: 別添参考となる書類(2の金額の積算の内訳等)

第5号様式 (略)